

**新宿区自治基本条例区民検討会議
検討経過報告書（平成21年度）**

新宿区自治基本条例区民検討会議

平成22年3月

「新宿区自治基本条例区民検討会議 検討経過報告書(平成 21 年度)」

目次

	ページ
はじめに	1
1 区民検討会議 開催状況	3
2 区民検討会議運営会 会議概要	7
3 区民検討会議 会議概要	13
4 条例に盛り込むべき事項と留意点	25
5 資料	33
6 区民検討会議委員名簿	55
(参考) 区民検討会議の 22 年度の検討予定	57

はじめに

自治基本条例という言葉は、『自らの自治体を運営するために必要な基本理念、制度、原則などを総合的また体系的に整備した、最高の条例と言い、それゆえに「自治体の憲法」』とも言われるものです。平成12年の地方自治法の改正以降、自治体の運営は「地方分権」の流れの中で大きく変わってきました。国と地方はそれまでの上意下達的な関係から、対等協力の関係へと改められ、地方の自主性、主体性が尊重されるようになってきました。

子供の頃、親からの躰（しつけ）で「自分のことは自分でしなさい」と言われたことはありませんか。「自分たちの地域を自分たちで治めるという自治本来の考え方に立ち戻り、自治・分権時代にふさわしい《新たな自治の理念・しくみ》の構築をいま求められています。あらためて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、区民と新宿区との関係や新宿区と都、国との関係はどうあるべきかが問われています。」と基本構想の見直しと新しい基本計画・都市マスタープランの策定のために、区民の視点で提言づくりを行うための会議体である新宿区民会議の提案書に書かれています。

こうした時代認識のもと、私たち自身が地域社会の課題を解決する主体であることを改めて確認して、新宿区政の活動を的確に把握するとともに私たちの意思が反映するようその運営に主体的に参加していく必要があります。

そもそも「自治」ってどの様なことだろう。「自治」という言葉は、そのまま読むと、自ら治めるという意味での自治を充実させていくことで、区民が主体となって区政に参加し、基本的人権が保障される総てに及ぶものや均一的なものより利用者のニーズに応じた行政サービス（窓口業務、医療福祉、教育等）を実現し、あわせて区民など（NPO・地域企業等）が担う公共を自主的に連携して形成していくことが求められています。

私たちの暮らしやすい地域の目的や公共的な課題を地域の人同士や地域の人と行政（区長等・行政委員会）と議会が同じ情報で課題についてそれぞれの役割や責任のもとで、話し合うことが大切です。

たとえ考えが違ったとしても政策（物事）が決まるまでの過程を互いに理解し認め合い、決まったことはお任せするだけでなく自ら責任を持ってできる範囲で行動する。

自らのことは自ら処理し、お互いに支え合い・助け合う地域社会をつくり（まちづくりをする）、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、協力していくことが自治であると考えてられます。

地方分権の流れは、さらには国・地方の関係を通じて、区民(市民)の合意と自己責任を基本にして、常によりよい政策判断を行っていく質の高い自治体運営が求められています。

「公共の問題ごとに公共的な対応をどのようにしていけばよいだろうか。それから区

民(市民)、行政の活動や役割をどのように組み合わせれば、そこから生まれ出てくる相乗効果が大きなものになるのか、未来を共に具体的に描いていけるか、また、そのためのルールをいかに共有できるかである。」と早稲田大学大学院公共経営研究科教授の寄本先生は書かれています。

このことは、これからの自治体の運営にとって大変重要であり、その道標となるのが自治基本条例であると考えています。

そのような中、新宿区では基本構想に掲げる基本理念「区民が主役の自治を創ります」の考えに基づき、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するため、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである(仮称)新宿区自治基本条例を区民、議会、区が一体となって策定に取り組むこととし、平成22年度を目途に(仮称)新宿区自治基本条例の制定に向けて、区民、議会、区の三者の代表で構成される(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議(検討連絡会議)を設置(P.52「検討連絡会議の構成」参照)し、条例の検討を行ってきました。

私たち新宿区自治基本条例区民検討会議は、地区協議会、町会・自治会、NPO団体からの団体推薦委員と公募委員で構成(P.52「区民検討会議の構成」参照)し、平成20年7月に発足以来、2年にわたり、ワークショップや学識経験者の講義などを交えながら、区民の視点からどのような事項を新宿区の自治基本条例に盛り込むべきか検討を行い、区民検討会議案を検討連絡会議に提案してきました。

この報告書は、平成21年度の区民検討会議の開催状況と、これまでの検討内容を取りまとめたものであり、区民検討会議の検討状況などについて報告するものです。

平成22年度の条例の制定に向けて、引き続き区民検討会議での検討を進めてまいります。

新宿区自治基本条例区民検討会議
運営会世話人代表 高野 健

1 区民検討会議 開催状況

開催回	開催日時	開催概要
	会場	
第 15 回	平成21年4月6日(月) 午後7時～9時5分 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> 第 12 回運営会の報告 ワークショップ 検討項目1「条例の基本的考え方」のうち“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”についての内容整理 検討連絡会議の報告について
第 16 回	4月16日(木) 午後7時～9時 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 大浦委員辞任の報告。後任として富井委員が委嘱された 第 13 回運営会の報告 第 13 回検討連絡会議(4月8日開催)の報告 ワークショップ 検討項目1「条例の基本的考え方」のうち“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”について引き続き内容整理
第 17 回	5月11日(月) 午後7時～9時5分 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> 第 14 回運営会、第 15 回運営会の報告 全体討議 “(条例の)基本理念”に盛り込みたい事項について
第 18 回	5月21日(木) 午後7時～9時10分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 第 16 回運営会の報告 第 14 回検討連絡会議(5月20日開催)の報告 全体討議 “(条例の)基本理念”に盛り込みたい事項についての確認 牛山教授レクチャー「ガバナンス(協治)について」
第 19 回	6月1日(月) 午後7時～9時15分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 清田委員に代わり、犬竹委員が委嘱された 第 17 回運営会の報告 全体討議1 “(条例の)基本理念”に盛り込みたい事項について 牛山教授レクチャー「条例に規定する“原則”について」 全体討議2 “(条例の)基本理念”のなかに「原則」を盛り込むかについて 全体討議3 “(条例の)基本理念”に盛り込みたい事項について
第 20 回	6月18日(木) 午後7時～8時55分 職員研修室	<ul style="list-style-type: none"> 第 18 回運営会、第 19 回運営会の報告 全体討議1 “(条例の)基本理念”に盛り込みたい事項について 全体討議2 “条例の目的”“条例の位置付け”について 検討項目1「条例の基本的考え方」合意

第 21 回	7月6日(月) 午後7時～9時 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 20 回運営会の報告 ・ ワークショップ 検討項目2「住民(区民)の権利と責務」について ・ 第 15 回検討連絡会議(6月25日開催)の報告
第 22 回	7月16日(月) 午後7時～8時50分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 21 回運営会の報告 ・ ワークショップ 検討項目2「住民(区民)の権利と責務」について ・ 21 年度下半期の会議開催日程を決定
第 23 回	8月3日(月) 午後7時～9時 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 22 回運営会、第 23 回運営会の報告 ・ 第 16 回検討連絡会議(7月22日開催)の報告 ・ 全体討議 検討項目2「住民(区民)の権利と責務」について
第 24 回	8月20日(木) 午後7時～8時55分 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 24 回運営会の報告 ・ 全体討議 検討項目2「住民(区民)の権利と責務」について
第 25 回	9月2日(水) 午後7時～9時5分 議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 25 回運営会の報告 ・ 全体討議 検討項目2「住民(区民)の権利と責務」について ・ 検討項目2「住民(区民)の権利と責務」合意
第 26 回	9月17日(木) 午後7時～9時5分 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 26 回運営会の報告 ・ ワークショップ 検討項目5「(仮)住民参加の仕組み」、検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」について ・ 第 17 回検討連絡会議(9月3日開催)の報告 ・ 運営委員の追加募集
第 27 回	10月5日(月) 午後7時～9時15分 人材育成センター研修室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 27 回運営会の報告 ・ ワークショップ 検討項目5「(仮)住民参加の仕組み」、検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」について ・ 第 18 回検討連絡会議(9月24日開催)の報告
第 28 回	10月15日(木) 午後7時～9時10分 人材育成センター研修室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 28 回運営会、第 29 回運営会の報告 ・ 全体討議 検討項目5「(仮)住民参加の仕組み」について
第 29 回	11月2日(月) 午後7時～9時15分 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 30 回運営会、第 31 回運営会の報告 ・ 全体討議 検討項目5「(仮)住民参加の仕組み」、検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」について ・ 検討項目5「(仮)住民参加の仕組み」合意。なお、検討項目名称は「区民参加の仕組み」とする ・ 第 19 回検討連絡会議(10月27日開催)の報告

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 喜治委員の区民代表委員辞任の報告。後任の選出方法を決定
第30回	<p>11月12日(木) 午後7時～9時45分 人材育成センター研修室B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第32回運営会の報告 ・ 全体討議 検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」について ・ 区民代表委員の後任に土屋委員を選任
第31回	<p>12月7日(月) 午後7時～9時40分 人材育成センター研修室B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第33回運営会の報告 ・ 区民検討会議開始時間の繰り上げと区民検討会議の追加開催(12月25日)を決定 ・ 第20回検討連絡会議(11月18日開催)、第21回検討連絡会議(12月2日開催)の報告 ・ 全体討議 検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」について
第32回	<p>12月17日(木) 午後6時30分～9時5分 人材育成センター研修室B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第34回運営会の報告 ・ 区民検討会議の追加開催(2月11日、3月30日)を決定 ・ 全体討議1 検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」について ・ 全体討議2 検討項目2「住民(区民)の権利と責務」の留意事項の検討 ・ 牛山教授レクチャー「公共サービスについて」 ・ 「地区協議会の現状等」についての説明
第33回	<p>12月25日(金) 午後6時30分～9時 人材育成センター研修室A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第35回運営会の報告 ・ 第22回検討連絡会(12月22日開催)の報告 ・ ワークショップ 検討項目9「地域の基盤」について ・ 全体討議 検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」について
第34回	<p>平成22年1月21日(木) 午後6時30分～9時5分 人材育成センター研修室B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第36回運営会、第37回運営会の報告 ・ 運営会副代表世話人に和田委員を承認 ・ 第23回検討連絡会議(1月14日開催)の報告 ・ ワークショップ 検討項目9「地域の基盤」について ・ 検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」の検討経過に関する資料等の説明
第35回	<p>平成22年2月1日(月) 午後6時30分～9時15分 人材育成センター研修室B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第38回運営会の報告 ・ 第24回検討連絡会議(1月26日開催)の報告 ・ ワークショップ 検討項目9「地域の基盤」について ・ 全体討議 検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」について

第 36 回	平成 22 年 2 月 11 日(木) 午後 4 時～午後 6 時 40 分 人材育成センター研修室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 39 回運営会の報告 ・ 全体討議 1 検討項目 9「地域の基盤」について ・ 全体討議 2 検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」について ・ 第 25 回検討連絡会議(2 月 5 日開催)、中間報告会(1 月 30 日開催)の報告
第 37 回	平成 22 年 2 月 18 日(木) 午後 6 時 30 分～9 時 人材育成センター研修室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 40 回運営会の報告 ・ 全体討議 1 検討項目 9「地域の基盤」について ・ 全体討議 2 検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」について ・ 検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」合意
第 38 回	平成 22 年 3 月 1 日(月) 午後 6 時 30 分～9 時 人材育成センター研修室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 41 回運営会の報告 ・ 22 年度上半期の会議開催日程を決定 ・ 全体討議 検討項目 9「地域の基盤」について ・ 第 26 回検討連絡会議(2 月 19 日開催)の報告 ・ 区民討議会について ・ 検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」の“実施すべき事項”についての確認
第 39 回	平成 22 年 3 月 18 日(木) 午後 6 時 30 分～9 時 人材育成センター研修室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 42 回運営会の報告 ・ 第 27 回検討連絡会議(3 月 4 日開催)の報告 ・ 全体討議 検討項目 9「地域の基盤」について ・ 検討項目 9「地域の基盤」合意 ・ 牛山教授レクチャー「行政の役割と責務」「(仮)行政の運営」「情報の共有」「税財政」について
第 40 回	平成 22 年 3 月 30 日(火) 午後 6 時 30 分～9 時 5 分 人材育成センター研修室 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 43 回運営会の報告 ・ 第 28 回検討連絡会議(3 月 23 日開催)の報告 ・ ワークショップ 検討項目 3「行政の役割と責務」、検討項目 4「(仮)行政の運営」、検討項目 6「情報の共有」、検討項目 16「税財政」について ・ 井上委員の区民代表員辞任の報告。後任の選出方法を決定

2 区民検討会議運営会 会議概要

開催回	開催日	開催概要
第 13 回	H21.4.6	<ul style="list-style-type: none"> 第 16 回区民検討会議は、第 15 回区民検討会議での検討項目 1「条例の基本的考え方」についてのワークショップ結果をまとめた資料を配布し、引き続きワークショップを行うこととなった。 第 16 回区民検討会議までの検討を受けて、運営会として案をまとめ、第 17 回区民検討会議の資料とするため、通常、区民検討会議当日の 21 時から開催している運営会のほか、臨時で運営会を開催することも検討することとなった。 第 16 回区民検討会議より、大浦委員の後任の富井委員が出席することが報告された。
第 14 回	H21.4.16	<ul style="list-style-type: none"> 4 月 26 日に、臨時で運営会を開催することとなった。 臨時運営会では、検討項目 1「条例の基本的考え方」の“(条例の)基本理念”“条例の目的”“条例の位置付け”の 3 つの項目について運営会案を作成することとした。
第 15 回 (臨時)	H21.4.26	<ul style="list-style-type: none"> 検討項目 1「条例の基本的考え方」の“(条例の)基本理念”について話し合い、運営会案(以下、運営会案 A)を作成した。 第 17 回区民検討会議は、運営会案 A をもとに全体討議をすることとなった。 (運営会案 A は、P.34～35 を参照)
第 16 回	H21.5.11	<ul style="list-style-type: none"> 第 18 回区民検討会議は、運営会案 A をもとに、引き続き全体討議を行うこととなった。 運営会の位置付けについて「区民検討会議のスムーズな運営を図るための会である」ことが確認された。 清田委員の後任補充の手続きに入ることが報告された。
第 17 回	H21.5.21	<ul style="list-style-type: none"> 第 19 回区民検討会議は、運営会案をもとに、検討項目 1「条例の基本的考え方」のうち“(条例の)基本理念”について、引き続き全体討議を行うこととなった。その後、“条例の目的”“条例の位置付け”の順で検討することとなった。
第 18 回	H21.6.1	<ul style="list-style-type: none"> 6 月 13 日に、臨時で運営会を開催することとなった。 臨時運営会では、検討項目 1「条例の基本的考え方」のうち“条例の目的”“条例の位置付け”についての運営会案を作成することとした。 第 20 回区民検討会議は運営会案を提示し、全体討議を行うこととした。
第 19 回 (臨時)	H21.6.13	<ul style="list-style-type: none"> 検討項目 1「条例の基本的考え方」のうち“(条例の)基本理念”“条例の目的”“条例の位置付け”の運営会案を作成した。

第 20 回	H21.6.18	<ul style="list-style-type: none"> 第 21 回区民検討会議は、検討項目 2「住民(区民)の権利と責務」について、ワークショップを行うこととなった。
第 21 回	H21.7.6	<ul style="list-style-type: none"> 第 15 回検討連絡会議の報告について、補足説明があった。 第 22 回区民検討会議は、検討項目 2「住民(区民)の権利と責務」について引き続きワークショップで行うこととなった。 「外国人と地元との事例に関するの情報提供を事務局に依頼した。 第 25 回区民検討会議の日程変更と 21 年度下半期の開催日程について協議した。
第 22 回	H21.7.16	<ul style="list-style-type: none"> 第 16 回検討連絡会議の報告事項について確認した。 7 月 26 日に、臨時で運営会を開催することとなった。臨時運営会では、検討項目 2「住民(区民)の権利と責務」について運営会案(以下、運営会案 B)を作成することとした。 第 23 回区民検討会議は、運営会案 B をもとに、全体討議を行うこととなった。
第 23 回 (臨時)	H21.7.26	<ul style="list-style-type: none"> 検討項目 2「住民(区民)の権利と責務」の盛り込むべき事項の運営会案 B のうち(1)～(7)を作成した。 (運営会案 B は、P.36～41 を参照)
第 24 回	H21.8.3	<ul style="list-style-type: none"> 検討項目 2「住民(区民)の権利と責務」の盛り込むべき事項の運営会案 B のうち(8)～(11)を作成した。 第 24 回区民検討会議は、運営会案 B をもとに、全体討議を行うこととなった。
第 25 回	H21.8.20	<ul style="list-style-type: none"> 検討項目 2「住民(区民)の権利と責務」の盛り込むべき事項の運営会案 B のうち(12)～(22)を作成した。 第 25 回区民検討会議は、運営会案 B をもとに、全体討議を行い、区民検討会議案をまとめることとなった。 検討連絡会議のビデオ撮影について要望があった。 運営委員の追加募集を区民検討会議に提案することとなった。
第 26 回	H21.9.2	<ul style="list-style-type: none"> 第 17 回検討連絡会議での報告事項についての確認をした。 第 26 回区民検討会議は、検討項目 5「住民(区民)参加の仕組み」と検討項目 8「住民投票」について、ワークショップを行うこととなった。
第 27 回	H21.9.17	<ul style="list-style-type: none"> 第 18 回検討連絡会議の報告事項について検討した。 検討連絡会議での区民・議会・行政それぞれからの案の調整(以下、三者案調整という)の方法について、ワーキンググループの設置よりも、会議開催回数を増やして全体で討議したい旨を区民検討会議案とすることとなった。 中間報告会の日程と場所についての報告があった。 第 27 回区民検討会議は、検討項目 5「住民(区民)参加の仕組み」と検

		<p>討項目 8「住民投票」について、引き続きワークショップを行うこととなった。</p>
第 28 回	H21.10.5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討連絡会議の開始時間を 18 時 30 分とすることになった旨、報告があった。 ・ 運営会及び区民検討会議の開催回数を増やしたい旨、事務局からの提案があった。 ・ 中間報告会の開始時間について報告があった。 ・ 10 月 13 日に、臨時で運営会を開催することとなった。 臨時運営会では、検討項目 5「(仮)住民参加の仕組み」及び検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」について運営会案(以下、運営会案 C)を作成することとした。 ・ 第 28 回区民検討会議は、10 月 13 日の臨時運営会の結果を踏まえて検討することとなった。 ・ 今後の検討スケジュールについて確認した。
第 29 回 (臨時)	H21.10.13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営会案 C のうち、検討項目 5「区民参加の仕組み」(1)～(6)及び検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」(1)～(3)を作成した。 ・ 第 28 回区民検討会議は、運営会案 C をもとに、全体討議を行うこととなった。 (運営会案 C は、P.42～45 を参照)
第 30 回	H21.10.15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 月 1 日に、臨時で運営会を開催することとなった。 臨時運営会では、運営会案 C のうち、検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」の盛り込むべき事項の(4)～(5)を作成することとなった。 ・ 第 19 回検討連絡会議での報告事項について確認した。 ・ 第 29 回区民検討会議は、検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」と保留事項の検討を全体討議で行うこと及び地区協議会についての報告を聞くこととなった。
第 31 回 (臨時)	H21.11.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」について運営会案 C のうち(4)～(5)を作成した。 ・ 検討項目 2「住民(区民)の権利と責務」の留意事項と覚書きについて運営会案を作成した。 ・ 喜治委員が区民代表委員を辞任したことが報告された。
第 32 回	H21.11.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民代表委員の後任の選出手順の細目について、前回(第 10 回区民検討会議 H21.1.22)と同様に、「被推薦者が重複しないように挙手による他薦を行い、他薦された委員間で話し合いを行う」とすることを、区民検討会議に諮ることとなった。 ・ 検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」の運営会未検討事項については、運営会案を作成せず、別途、資料を用意して、全体討議を行うこととなった。

		<ul style="list-style-type: none"> 第 30 回区民検討会議は、検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」について、住民投票に関する資料をもとに、全体討議を行い、その後、区民代表委員の後任を選出することとなった。 (住民投票に関する資料は、P.46～48 を参照)
第 33 回	H21.11.12	<ul style="list-style-type: none"> 区民検討会議の開始時間を 18 時 30 分にすることを区民検討会議に諮ることとなった。 区民検討会議及び運営会の追加開催について協議し、当面、12 月 25 日に区民検討会議を追加開催することを区民検討会議に諮ることとなった。また、1 月 6 日に、臨時で運営会を開催する、もしくは区民検討会議追加開催することとなった。 第 31 回区民検討会議は、検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」と検討項目 2「区民の権利と責務」の留意事項と覚書きについて、全体討議を行うこととなった。 第 32 回区民検討会議では、検討項目 9「地域の基盤」についてワークショップを行うこととなった。 第 20 回検討連絡会議の報告事項を確認した。
第 34 回	H21.12.7	<ul style="list-style-type: none"> 1 月 6 日に、臨時で運営会を開催することとなった。 2 月 11 日、3 月 30 日に区民検討会議を追加開催することを区民検討会議に諮ることとなった。 第 32 回区民検討会議は、検討項目 9「地域の基盤」について、ワークショップを行うこととなった。
第 35 回	H21.12.17	<ul style="list-style-type: none"> 世話人副代表を新たに 1 名選出することとし、世話人代表の高野委員から推薦を受けることとなった。 運営会の役割を確認するとともに、活動の充実(臨時運営会の回数増など)について検討した。 第 33 回区民検討会議は、検討項目 9「地域の基盤」について、引き続きワークショップを行うこととなった。また、検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」のうち、住民発議の要件について再確認を行うこととなった。 第 22 回検討連絡会議の報告について確認した。
第 36 回	H21.12.25	<ul style="list-style-type: none"> 世話人代表の高野委員から世話人副代表として和田委員が推薦され、世話人副代表に選出された。 1 月 6 日の臨時運営会では、第 33 回区民検討会議までの検討結果をもとにして、第 34 回区民検討会議の検討事項や会議の進め方について検討することとなった。また、検討項目 8「住民投票(住民の合意形成)」について運営会案を作成することとなった。 中間報告会について、運営委員の参加の協力を求めた。
第 37 回	H22.1.6	<ul style="list-style-type: none"> 第 34 回区民検討会議は、検討項目 9「地域の基盤」について、ワー

(臨時)		<p>ショップを行い、各班の運営は運営委員が行うこととなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第35回運営会で議論した住民発議の要件の再確認の内容について、検討した。 区民検討会議における討議の進め方について、申し合わせ事項を確認した。 中間報告会の役割分担について検討した。
第38回	H22.1.21	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告会での報告内容について検討する際、区民代表委員以外の運営委員にも参加してほしい旨、報告があった。 第35回区民検討会議は、検討項目9「地域の基盤」について、引き続きワークショップを行うこととなった。また、検討項目9「地域の基盤」についてのワークショップに続き、検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」についての全体討議も行うこととなった。 第24回検討連絡会議の報告事項について確認した。
第39回	H22.2.1	<ul style="list-style-type: none"> 第36回区民検討会議は、検討項目9「地域の基盤」について、全体討議を行うこととなった。 2月11日の第36回区民検討会議の開催前に、臨時で運営会を開催し、当日の全体討議の進め方について検討することとなった。 第25回検討連絡会議での報告事項と検討事項について確認した。 区民討議会について意見交換を行った。
第40回 (臨時)	H22.2.11	<ul style="list-style-type: none"> 第36回区民検討会議の進行方法の検討と、第35回の区民検討会議の内容確認を行った。
第41回	H22.2.18	<ul style="list-style-type: none"> 第38回区民検討会議は、検討項目9「地域の基盤」について、全体討議を行うこととなった。 検討項目9「地域の基盤」についての今後の検討の進め方を確認した。 平成22年度上半期の区民検討会議の日程案を作成した。 区民討議会の日程案について報告があった。
第42回	H22.3.1	<ul style="list-style-type: none"> 検討項目9「地域の基盤」について、運営会案を作成した。 次の検討項目を、検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」及び検討項目16「税財政」とすることとし、これらを一括して検討することとした。
第43回	H22.3.18	<ul style="list-style-type: none"> 第40回区民検討会議は、検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」及び検討項目16「税財政」について、一括してワークショップを行うこととなった。 第28回検討連絡会議での報告事項について確認した。 第50回区民検討会議の日程変更について協議した。 井上委員が区民代表委員を辞任することが報告された。 区民代表委員の後任の選出について、前回(第30回区民検討会議

		<p>H21.11.12)と同様に、「公募委員の中から選出すること」「被推薦者が重複しないように挙手による他薦を行い、他薦された委員間で話し合いを行う」という方法で行うことを区民検討会議に諮ることとした。</p>
第 44 回	H22.3.30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の検討スケジュールについて事務局から提案があった。 ・ 第 40 回区民検討会議のワークショップでの各班の進行状況を確認した。 ・ 第 41 回区民検討会議は、検討項目 7「議会の役割と責務」について、ワークショップを行うこととなった。また、議会についての資料を事前に郵送することが確認された。 ・ 4 月 18 日に、臨時で運営会を開催することとなった。 臨時運営会では、検討項目 3「行政の役割と責務」、検討項目 4「(仮)行政の運営」、検討項目 6「情報の共有」及び検討項目 16「税財政」並びに検討項目 7「議会の役割と責務」について、運営会案を作成することになった。 ・ 4 月 8 日の定例の運営会は、開催しないこととなった。

3 区民検討会議 会議概要

(1) 第15回区民検討会議 (H21.4.6 開催 参加者数 22名)

公募委員の補充について

清田委員の辞任と後任選任の手続きを開始する旨、運営会より報告があった。

基本となる用語の定義について

自治基本条例の基本となる用語の定義については、条例の検討を進めるなかで適宜検討することとなったことが、運営会より報告された。

ワークショップ

4班に分かれてワークショップを行い、検討項目1「条例の基本的考え方」のうち、「(条例の)基本理念」、「条例の目的」、「条例の位置づけ」の三点について整理し、発表した。

牛山教授より各班の発表に対して、各班の共通点や相違点についてコメントがあった。

検討連絡会議の報告について

検討連絡会議に区民検討会議から提出する資料に関しては、運営会に諮ることとなった。

(2) 第16回区民検討会議 (H21.4.16 開催 参加者数 27名)

区民検討委員の交代

大浦委員(大久保地区協議会推薦)の辞任が報告され、後任として富井委員が委嘱された。

第13回検討連絡会議(4月8日開催)の報告

区民検討会議・議会・行政(以下、三者という)それぞれの検討項目の整理の仕方が異なる点があることについて議論を行ったことなどが報告された。

(三者の関係については、P.52を参照 以下、「三者」については同じ)

ワークショップ

4班に分かれてワークショップを行い、検討項目1「条例の基本的考え方」のうち、「(条例の)基本理念」、「条例の目的」、「条例の位置づけ」の3つの項目に関して、前回に引き続き盛り込みたい事項についての検討を行い、各班の発表をした。

牛山教授より各班の発表に対して、これまでの議論は共通認識をもつために必要であったこと、今後の進め方などについてコメントがあった。

(3) 第17回区民検討会議 (H21.5.11 開催 参加者数 29名)

全体討議1

検討項目1「条例の基本的考え方」(「条例の)基本理念」のうち区民自治・区民主権についての運営会案(以下、運営会案A)をもとに全体で話し合い、合意した。

住民、区民の定義について運営会案Aをもとに全体で話し合い、合意した。

全体討議 2

“(条例の)基本理念”のうち住民自治と団体自治について運営会案 A をもとに話し合い、合意した。

(運営会案 A については、P.34～35 を参照)

(合意した内容は、P.27 を参照)

(4) 第 18 回区民検討会議 (H21.5.21 開催 参加者数 19 名)

第 14 回検討連絡会議 (5 月 20 日開催) の報告

三者それぞれから検討の進捗状況の報告と質疑があったこと、辻山座長から区民検討会議の報告に関し指摘があったことなどが報告された。

前回の会議の確認

前回の全体討議で合意した事項である、「区民主権・区民が自治の担い手」「区民・住民の定義」「住民自治・団体自治」について確認した。

牛山教授レクチャー

「ガバナンス(協治)」について、レクチャーがあった。

(5) 第 19 回区民検討会議 (H21.6.1 開催 参加者数 27 名)

新たな区民検討委員(公募)の紹介

清田委員に代わり、犬竹委員が委嘱された。

今後の検討順序等について

運営会より、検討項目 1「条例の基本的考え方」について、“(条例の)基本理念”の検討後、“条例の目的”“条例の位置付け”の順で検討を行うこと、及び、効率的な検討のために、運営会において区民検討会議の各班の意見を整理して運営会案を作成することが、報告された。

全体討議 1

“(条例の)基本理念”に盛り込みたい事項について、「協治」という文言は盛り込まないが、「協治」の趣旨を条例のどこかで活かすことを意識しつつ今後の検討を行っていくことが合意された。

牛山教授レクチャー

条例に規定する「原則」について、「条例の基本原則」と「自治の基本原則」の違いと、条例への盛り込み方の例などのレクチャーがあった。今後の検討の中での整理についても助言があった。

全体討議 2

“(条例の)基本理念”に「原則」を盛り込まないことが合意された。

全体討議 3

“(条例の)基本理念”に盛り込みたい事項のうち、「人権の尊重 あらゆる人々の人権の尊重(高齢者、子ども、外国人、障害者、女性)」の括弧内を削除し、「人権の尊重 あらゆる人々の人権の尊重」とすることが合意された。

人権の尊重を条例のどの部分に盛り込むかについては今後の検討とすることとなった。

(6) 第 20 回区民検討会議 (H21.6.18 開催 参加者数 23 名)

全体討議 1

運営会案をもとに全体討議 1 を行った。

“(条例の) 基本理念 ” の盛り込むべき事項に「人権の尊重」を盛り込むこと、及び 「区民の区政への参画・協働、情報の共有と参画・協働、情報の共有、新宿区の特色、多様性、住みやすいまちづくり」の取扱いについては、各個別項目について検討し、その後新たな項目として「(仮称) 自治の基本原則」を設定するかどうかを決めることとすることに、合意した。

全体討議 2

運営会案をもとに全体討議 2 を行った。 条例の目的及び “ 条例の位置付け ” について合意した。

(合意した内容は、P.27 を参照)

牛山教授コメント

条例の位置付けについてコメントがあった。

検討項目 1 「条例の基本的考え方」合意 (P.27 を参照)

(7) 第 21 回区民検討会議 (H21.7.6 開催 参加者数 24 名)

検討項目 2 「住民 (区民) の権利と責務」の検討の進め方について

運営会より、第 21 回と第 22 回区民検討会議において、検討項目 2 「住民 (区民) の権利と責務」についてワークショップを行い、その後、運営会案を作成し、全体討議を行うと、報告された。

ワークショップ

4 班に分かれて話し合い、検討項目 2 「住民 (区民) の権利と責務」についてワークショップを行い、各班の発表を行った。その後、牛山教授からコメントがあった。

第 15 回検討連絡会議 (6 月 25 日開催) の報告

「条例の基本的考え方 (総則) 」に盛り込むべき事項について三者から説明があり、意見交換を行ったこと、辻山座長からそれぞれの案に対しての指摘があったことが報告された。

(8) 第 22 回区民検討会議 (H21.7.16 開催 参加者数 22 名)

検討項目 10 「外国人」～検討項目 15 「教育」までの各検討項目について

運営会より、検討項目案 10 「外国人」、検討項目 11 「暮らし方の多様性」、検討項目 12 「安心安全」、検討項目 13 「環境」、検討項目 14 「平和・人権」及び検討項目 15 「教育」の各検討項目についての整理の方向性については、今後運営会で案を

検討し、区民検討会議に諮ることとなったことが報告された。

外国人に関する調査資料の配布

区民検討委員から「外国人と地元との事例に関して情報提供をしてほしい」という依頼があり、運営会で検討し、事務局より外国人に関する調査資料を提示することとなった。

ワークショップ

4班に分かれて、検討項目2「住民（区民）の権利と責務」に盛り込みたい事項について、班の意見をまとめるワークショップを行い、各班からの発表を行った。

その後、牛山教授から、今後の進め方についてコメントがあった。

21年度下半期の会議開催日程

運営会から提案があり、決定した。

(9) 第23回区民検討会議（H21.8.3開催 参加者数26名）

第16回検討連絡会議（7月22日開催）の報告

検討項目1「条例の基本的考え方」の三者の変更点について説明と意見交換を行ったこと、検討項目2「住民（区民）の権利と責務」について三者の検討内容の説明と意見交換を行ったこと、辻山座長から指摘があったことが報告された。

全体討議

検討項目2「住民（区民）の権利と責務」についての運営会案（以下、運営会案B）のうち“(1)検討にあたっての基本的な考え方”から“(7)地域課題・まちづくりについて”に関し、全体討議を行った。今後の検討にあたっては「区民」をベースとして検討を進めることが報告された。

区民の権利のひとつとして「区民は、知る権利を有する。」となったが、留意事項を付して今後の検討を妨げないことを合意した。

（運営会案Bは、P.36～41を参照）

（合意した内容は、P.28を参照）

牛山教授のコメント

検討連絡会議の座長からの指摘事項についての解説と、知る権利についての表現についてのコメントがあった。

(10) 第24回区民検討会議（H21.8.20開催 参加者数20名）

運営会案の追加

運営会より、運営会案Bに“(8)条例を守るについて”から“(11)良好な環境について”に関する運営会案を追加すると、報告があった。

全体討議

運営会案Bのうち、“(3)行政サービスについて”から“(4)安全安心な暮らしについて”に関し、全体討議が行われ、合意した。

（運営会案Bは、P.36～41を参照）

(合意した内容は、P.28 参照)

牛山教授のコメント

自治基本条例の趣旨について認識の共有を図るため、議論する必要があるとのコメントがあった。

(11) 第 25 回区民検討会議 (H21.9.2 開催 参加者数 23 名)

運営委員の追加募集について

運営会より、運営委員追加募集の提案があり、決定した。第 26 回区民検討会議で募集する。

運営会案の追加

運営会より、運営会案 B に、“(12) 人権について” から“(22) その他について”に関する運営会案を追加すると、報告があった。

全体討議

運営会案 B のうち、“(5) 参加・参画について” から“(22) その他について”に関し、全体討議が行われ、合意した。

(運営会案 B は、P.36~41 を参照)

(合意した内容は、P.28 を参照)

検討項目 2 「住民 (区民) の権利と責務」合意 (P.28 を参照)

(12) 第 26 回区民検討会議 (H21.9.17 開催 参加者数 23 名)

検討項目 5 「(仮) 住民参加の仕組み」及び検討項目 8 「住民投票 (住民の合意形成)」の検討の進め方について

運営会より、ワークショップ、運営会案を作成、全体討議の順で検討すること及びワークショップの班構成は、前回と同じとすることが報告された。

ワークショップ

4 班に分かれて、検討項目 5 「(仮) 住民参加の仕組み」及び検討項目 8 「住民投票 (住民の合意形成)」についてワークショップを行った。

第 17 回検討連絡会議 (9 月 3 日開催) の報告

区分 B 『区民の権利と責務』に盛り込むべき事項について「区民、議会、行政それぞれからの案 (以下、三者案という)」の説明・質疑があったこと、辻山座長からの指摘があったことが報告された。

また、条例制定のスケジュール、三者案の調整方法について及び中間報告会の日程調整について話し合われたことが報告された。

(区分 B については、P.53 を参照)

運営委員の追加募集について

運営委員の追加募集を行ったが、立候補者はいなかった。従来通りの委員構成で運営会を開催することとなった。

条例制定のスケジュールについて

ゆるやかな目標として22年第三回定例会(9月)での上程を目指す旨、検討連絡会議の座長から提案があり、運営会で検討することとなった。

(13) 第27回区民検討会議 (H21.10.5 開催 参加者数 24名)

条例制定のスケジュールについて

ゆるやかな目標として22年第三回定例会(9月)での上程を目指すことを区民検討会議で合意し、第18回検討連絡会議で報告することとなった。

検討連絡会議のワーキンググループの設置について

検討連絡会議の三者案の調整方法として、ワーキンググループは設置せず、検討連絡会議で行うことを区民検討会議案として検討連絡会議に報告する旨、運営会より報告があった。

ワークショップ

前回に引き続き4班に分かれ、ワークショップを行い、検討項目5「(仮)住民参加の仕組み」及び検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」についての盛り込みたい事項についての班の意見をまとめた。その後、グループ発表を行った。

第18回検討連絡会議(9月24日開催)の報告

条例制定までのロードマップが示され質疑・意見交換を行ったこと、三者案の調整方法については当面現行の検討連絡会議で行うこととなったこと、中間報告会の日程・場所が決定したことなどが報告された。

(14) 第28回区民検討会議 (H21.10.15 開催 参加者数 22名)

留意事項と覚書きについて

検討連絡会議で骨子案をまとめていくに伴い、区民検討会議案の留意事項と覚書きについて新たな項目の検討と並行して進めていくことが、運営会より報告された。

全体討議

検討項目5「(仮)住民参加の仕組み」及び検討項目8「住民投票(住民の合意形成)」についての運営会案(以下、運営会案C)をもとに、まず、検討項目5に関して、全体討議を行った。参加の保障について 参加の方法とその範囲 地域自治について 議会の役割と責務について検討し、合意した。

(運営会案Cは、P.42~45を参照)

(合意した内容は、P.29を参照)

(15) 第29回区民検討会議 (H21.11.2 開催 参加者数 23名)

区民代表委員の交代について

喜治委員が区民代表委員を辞任した。後任の区民代表委員の選出は、次回会議において、公募委員の中から他薦により行うこととなった。

運営会及び区民検討会議の追加開催について

条例制定までのロードマップが検討連絡会議から示されたことに伴い、運営会及

び区民検討会議を追加開催することが承認された。具体的な日程は運営会で検討する。

全体討議

運営会案 C をもとに、検討項目 5 「(仮) 住民参加の仕組み」について全体討議を行った。その他 検討項目名について検討し、合意した。

(合意した内容は、P.29 を参照)

また、運営会案 C をもとに、検討項目 8 「住民投票(住民の合意形成)」について全体討議を行った。住民投票の必要性について 住民投票を実施すべき事項 発議権者 投票結果の尊重 住民投票に委ねる事項について合意した。

(合意した内容は、P.30 を参照)

なお、検討項目 8 に関し、発議の要件、投票権者については今後検討することとなった。

(運営会案 C は、P.42~45 を参照)

第 19 回検討連絡会議(10月27日開催)の報告

区分 E 『住民参加の仕組み』について三者案の説明と意見交換が行われたこと、用語の整理が必要であることが確認されたことなどが報告された。

(区分については、P.53 を参照)

検討項目 5 「区民参加の仕組み」合意(P.29 を参照)

検討項目名称は、従来「(仮) 住民参加の仕組み」としていたが、今後「区民参加の仕組み」とすることとなった。

(15) 第 30 回区民検討会議(H21.11.12 開催 参加者数 26 名)

区民代表委員の選出方法の細目について

運営会より報告があり、了承された。

検討項目 8 「住民投票(住民の合意形成)」の検討の進め方について

運営会より、今後の検討項目 8 「住民投票(住民の合意形成)」の検討に進め方は、これまでの検討内容を考慮し、運営会案を作成せず、別途、資料を提示し、全体討議を行うこととしたと、が報告された。

(提示された資料は、P.46~48 を参照)

全体討議

全体討議が行われ、検討項目 8 「住民投票(住民の合意形成)」のうち、投票権者と 議会の発議要件について合意された。また、投票権者の年齢については今後検討することも合意された。

(合意した内容は、P.30 を参照)

区民代表委員の選出

喜治委員の後任の区民代表委員に土屋委員が選出された。

(16) 第 31 回区民検討会議(H21.12.7 開催 参加者数 24 名)

区民検討会議の追加開催、開始時間の繰り上げについて

12月25日に区民検討会議を追加開催すること、今後の区民検討会議の開始時間を30分繰り上げ、18時30分とすることについて運営会より提案され、合意した。

第20回検討連絡会議（11月18日開催）の報告

区分E『住民参加の仕組み』について、三者の意見交換を行ったことが報告された。

第21回検討連絡会議（12月2日開催）の報告

区分B『区民の権利と責務』のうち、区民の権利について、三者案の調整を行ったことが報告された。

（区分については、P.53を参照）

全体討議

全体討議が行われ、投票権者の年齢については自治基本条例で規定すること、及び住民の発議要件について1/10以上の請求によって実施できるとすることが合意された。

（17）第32回区民検討会議（H21.12.17開催 参加者数22名）

区民検討会議の追加開催について

2月11日、3月30日に区民検討会議を追加開催することが運営会より提案され、決定した。

全体討議1

投票権者の年齢要件について全体討議が行われた。引き続き検討することになった。

全体討議2

留意事項や覚書きとなっていた項目（情報の共有について 公共サービスについて 安全安心について）に関し、全体討議が行われ、合意した。

（合意した内容は、P.28を参照）

牛山教授のレクチャー

牛山教授より「公共サービスをめぐる議論」についてのレクチャーがあった。

（レクチャーの要旨は P.49～50を参照）

地区協議会の現状等について

次回以降に行う、検討項目9「地域の基盤」の検討に先立ち、地区協議会の現状等について事務局と委員2名から説明があった。

（18）第33回区民検討会議（H21.12.25開催 参加者数25名）

運営会世話人副代表について

運営会より、運営会世話人副代表を新たに1名選出したいとの提案があり、提案どおり決定した。

検討項目9「地域の基盤」の検討の進め方について

運営会より、検討項目 8 と平行して、検討項目 9 の検討も始めること、及び検討項目 9 についても、これまでと同様に、まずワークショップ形式で検討を行うことが、報告された。

第 22 回検討連絡会議（12 月 22 日開催）の報告

区分 B 『区民の権利と責務』及び区分 A 『条例の基本的考え方（総則）』について、三者案の調整が行われたこと、区分 F 『地域自治（地域の基盤）』の検討状況について三者からの報告と意見交換があったこと、中間報告会についての報告があったことなどについて、報告があった。

（区分については、P.53 を参照）

ワークショップ

4 班に分かれ、検討項目 9 「地域の基盤」について、ワークショップを行った。

全体討議

前回からの検討事項であった検討項目 8 「住民投票（住民の合意形成）」の投票権者の年齢要件について全体討議が行われた。引き続き検討することになった。

（19）第 34 回区民検討会議（H22.1.21 開催 参加者数 22 名）

第 23 回検討連絡会議（1 月 14 日開催）の報告

中間報告会の時間割と区民代表委員の担当が報告された。

また、区分 A：条例の基本的考え方、区分 E：住民参加の仕組みについての三者案調整を行ったこと、区民討議会についての事務局からの報告などが報告された。

（区分については、P.53 を参照）

世話人副代表について

運営会より世話人副代表として和田委員が新たに選出され、区民検討会議で承認された。

区民検討会議における討議の進め方について

客観的な判断を行うため、伝聞についてはその出所を明確にしてほしいとの提案があった。

ワークショップ

4 班に分かれ、検討項目 9 「地域の基盤」について、ワークショップを行い、各班から発表した。

検討項目 8 の資料説明等

ファシリテーターから、検討項目 8 「住民投票（住民の合意形成）」のうち投票権者の年齢要件の検討経過に関する資料を説明した。また、住民の発議要件について再検討することを運営会から区民検討会議に提案することとなったことが報告された。

（20）第 35 回区民検討会議（H22.2.1 開催 参加者数 20 名）

第 24 回検討連絡会議（1 月 26 日開催）の報告

区分 E『住民参加の仕組み』、区分 F『地域自治（地域の基盤）』の検討状況についての三者からの報告、三者案の調整の仕方についての報告、区民討議会の委託についての報告及び区民アンケートについての報告などがあつたと、報告された。

（区分については、P.53 を参照）

ワークショップ

4 班に分かれ、検討項目 9「地域の基盤」について前回のワークショップの結果をもとにしてワークショップを行い、班ごとに意見をまとめ、発表した。

全体討議

検討項目 8「住民投票（住民の合意形成）」のうち、投票権者の年齢要件について全体討議を行い、合意した。

（合意した内容は、P.30 を参照）

（21）第 36 回区民検討会議（H22.2.11 開催 参加者数 21 名）

全体討議 1

検討項目 9「地域の基盤」で地域自治組織の目的・意義について全体討議を行った。

全体討議 2

検討項目 8「住民投票（住民の合意形成）」のうち、住民の発議の要件について、再検討を行うことが合意された。

第 25 回検討連絡会議（1 月 30 日開催）の報告

中間報告会の実施結果についての報告があつたこと、三者案の調整について（仮称）編集作業委員を置き、たたき台を作成すること及び区民討議会・区民アンケート・区民意見の取り扱いなどについての検討が行われたことなどが報告された。

（22）第 37 回区民検討会議（H22.2.18 開催 参加者数 22 名）

全体討議 1

検討項目 9「地域の基盤」で地域自治組織の目的・意義について、引き続き全体討議を行った。

全体討議 2

検討項目 8「住民投票（住民の合意形成）」のうち、議会の議決を経ない場合の住民の発議の要件についての再検討を全体討議で行い、合意された。また、議会の議決を経る場合の住民の発議要件は盛り込まないことについて合意された。

（合意した内容は、P.30 を参照）

検討項目 8「住民投票（住民の合意形成）」合意（P.30 を参照）

（23）第 38 回区民検討会議（H22.3.1 開催 参加者数 20 名）

22 年度下上期の会議開催日程

運営会から提案があり、決定した。

全体討議

検討項目 9 「地域の基盤」について、役割・機能、区との関係性などについて全体討議を行った。

第 26 回検討連絡会議（2 月 19 日開催）の報告

条例骨子案検討作業の内容の確認と分担について、区民討議会について、区分 E 『住民参加の仕組み』についてなどの報告があった。

（区分については、P.53 を参照）

検討項目 8 「住民投票（住民の合意形成）」の確認

検討項目 8 「住民投票（住民の合意形成）」の「実施すべき事項」について確認した。

（22）第 39 回区民検討会議（H22.3.18 開催 参加者数 18 名）

第 27 回検討連絡会議（3 月 4 日開催）の報告

区分 B 『区民の権利と責務』についての骨子案の検討経過の報告、検討項目の検討順序、平成 22 年第一四半期（4～6 月）の開催日についての報告などがあったと、報告された。

（区分については、P.53 を参照）

全体討議

検討項目 9 「地域の基盤」について運営会案に基づいて全体討議が行われ、合意された。

検討項目 9 「地域の基盤」合意（P.31 を参照）

牛山教授レクチャー

次回以降に行う、検討項目 3 「行政の役割と責務」、検討項目 4 「(仮)行政の運営」、検討項目 6 「情報の共有」及び検討項目 16 「税財政」の検討に先だって、条例に盛り込むべき事項についての論点などのレクチャーがあった。

（レクチャーの要旨は、P.51 を参照）

（22）第 40 回区民検討会議（H22.3.30 開催 参加者数 22 名）

区民代表委員の選出について

井上委員から区民代表委員辞任の申し出があった。

運営会から、後任の区民代表委員の選出は、次回会議において、公募委員の中から他薦により行うことなどの手順の提案があり、了承された。

第 28 回検討連絡会議（3 月 23 日開催）の報告

区分 A の骨子案（条例の目的、基本理念、条例の位置づけなど）の検討シートの報告及び区分 E の骨子案（区民参加の保障、地域自治、協働、住民投票、審議会の公開と参加など）の検討シートの報告があったことが報告された。

また、区分 F 『地域自治』についての区民検討会議案を発表したこと及び区分 C 『行政の役割とその運営』について専門部会案の発表があったことなどが報告され

た。

(区分については、P.53を参照)

ワークショップ

4班に分かれて、検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」及び検討項目16「税財政」について項目を一括してワークショップを行い、各班でまとめた。

4 条例に盛り込むべき事項と留意点

この章では、これまでに区民検討会議において合意された（仮称）新宿区自治基本条例に盛り込むべき事項を、検討項目ごとに掲載しています。また、検討過程で留意点とした事項（留意事項）や検討にあたっての覚書きも、あわせて掲載しています。

区民検討会議では、検討項目ごとに一定の合意がされると、ここに掲載する「条例に盛り込むべき事項と留意点」を資料として作成しています。

資料の見方は、「条例に盛り込むべき事項と留意点」の様式の説明（p.26）をご覧ください。

検討項目 NO.	検討項目の名称	ページ
1	条例の基本的考え方	27
2	住民(区民)の権利と責務	28
5	区民参加の仕組み	29
8	住民投票(住民の合意形成)	30
9	地域の基盤	31

検討項目は21項目あります（平成21年度末現在）。次ページ参照。

条例に盛り込むべき事項と留意点 0. 前文

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 住民(区民)の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

検討項目番号と検討項目の名称(表題)

21. 合意日

二重枠の中に、表題の検討項目に関する「条例に盛り込むべき事項」の区民検討会議案が記されています。

表題の検討項目が検討項目全体の中でどの位置を占めているのかを、一目でわかるように、枠を塗りつぶしています。

「条例に盛り込むべき事項と留意点」の様式の説明

検討項目は、その項目を条例に盛り込む、盛り込まないも含めて、区民検討会議で検討する区分です。平成21年度末現在、検討項目は「0 前文」から「20 子ども」までの21項目です。第15回区民検討会議(H22.4.6開催)で「0 前文」から「19 改正手続き」の20項目に整理された後、第25回区民検討会議(H21.9.2開催)で、新たに「20 子ども」の検討項目を設けることになりました。

覚書き

覚書きは、「表題の検討項目では検討しないが他の検討項目で検討することになった事項」や「検討したが盛り込まないことになった事項のうち重要なもの」などを記すための備忘欄として設けてあります。

(留意事項)

検討過程で留意点とした事項があった場合、この欄に記されています。左の二重枠に対応しています。

留意事項は、適宜再検討され、留意点とする必要が無くなれば、この欄の記載は削除されます。

条例に盛り込むべき事項と留意点 1. 条例の基本的考え方

2009.6.18.合意

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方**
- 2 住民(区民)の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 (仮)住民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き

基本理念	(1) 新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される (2) 新宿区は、人権を尊重し、ひとりひとりを大切にする区政を行う (3) 区民が自治の担い手として地域の課題を解決する
目的	理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民・議会・行政の役割(権利・責務)を明らかにする
用語の定義	(1) 「区民」 住む、働く、学ぶ、活動する者及び活動する団体
位置付け	この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例との整合性を図る

・(1)については、わかりやすい文章にすることを検討

・他の定義すべき用語については、条例に用いる必要が生じた都度検討

・最高性を担保するしくみ(改正手続きなど)が必要
・既存の条例の見直しについて検討する

覚書き	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・「区民(住民)主権」については、次の検討項目「2.(住民)区民の権利と責務」などで引き続き検討する ・「協治」の文言は盛り込まないが、「協治」の趣旨を条例のどこかで生かすことを意識しつつ今後の検討を行う ・(条例の)原則は基本理念には盛り込まない ・(仮称)自治の原則については、各項目を検討した後で、設けるか設けないかを検討する
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)自治の原則を盛り込んだ場合には(原則)の括弧を外し、盛り込まない場合は(原則)を削除 ・区民(住民)・議会・行政の役割(権利・責務)については、区民(住民)の権利と役割とするか、権利と責務とするか、議会の役割と責務、行政の役割と責務なのかについては、検討した後に表現を改める

条例に盛り込むべき事項と留意点 2. 住民(区民)の権利と責務

2009.09.02合意

配布日 2010.01.21

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 住民(区民)の権利と責務**
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 (仮)住民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

区民の権利	(1) 区民は、知る権利を有し、区政に関する情報を共有する (2) 区民は、公共サービスを受ける権利を有する (3) 区民は、安全で安心して暮らす権利を有する (4) 区民は、区政に参加する権利を有する (5) 区民は、学ぶ権利を有する
--------------	--

区民の責務	(1) 区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める
--------------	---------------------------------------

(1)知る権利について、知る情報の内容を明記する文言を入れるか、また、「情報を共有する」という文言を盛り込むかについて、引き続き検討する。盛り込むことで合意(第32回 09.12.17)

(2)「公共サービス」について定義する。用語の定義では定義しないことで合意(第32回 09.12.17)

覚書き

次の検討項目である「住民参加の仕組み」及び「住民投票」で検討すると整理されたもの

- ・ 行政への提案、議会への提案については、検討項目5「住民参加の仕組み」の中で検討する
「区政への提案の機会の保障」という形で盛り込んだ(第29回 09.11.02)
- ・ 「住民投票の権利」については、検討項目8「住民投票」の中で検討する

「住民参加の仕組み」と「住民投票」を検討した後に、引き続き検討すると整理されたもの

- ・ 「区民は、公共サービスを担う役割を有する」を置くかどうかについては、検討項目5「住民参加の仕組み」を検討した後に、再度検討する
置かないことで合意(第32回 09.12.17)
- ・ 安全安心に關しての住民(区民)の義務ないし努力規定を置くかどうかについては、検討項目5「住民参加の仕組み」を検討した後に、再度検討する
置かないことで合意(第32回 09.12.17)

別の検討項目で検討すると整理されたもの

- ・ 「伝統文化を守る」は前文または他の検討項目で検討する
- ・ 「財政への提言」については、検討項目4「行政運営」及び検討項目16「税財政」で検討する
- ・ 「子どもの権利」などについては、新たに設けた検討項目20「子ども」でその要否を含めて検討する

条例に盛り込むべき事項と留意点 5. 区民参加の仕組み

2009.11.2合意

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 住民(区民)の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

区民参加の保障

(1) 区は、区政への区民参加を保障しなければならない
 (2) 区は、区民が区政に提案する機会を保障しなければならない
 (3) 区は、区民参加が実現されるよう、不断に制度の見直しに努めなければならない

地域自治

区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない

協働

区民・議会・行政が対等な立場で協働し、まちづくりを推進する

・”対等な立場”は残しておくが、協働の定義に”対等”を入れたら削除する
 ・”まちづくり”については文言を検討する

覚書き

区民参加の保障

- ・ 区民検討会議での検討にあたっては、「区」= 行政・議会・区民と捉え、行政・議会のみを指す場合には「区」以外の用語を用いる
- ・ 教育委員会への参加は検討項目3「行政の役割と責務」または検討項目15「教育」で検討する

地域自治

- ・ コミュニティの必要性については、検討項目9「地域の基盤」で検討する
- ・ 地域自治組織の権限については、検討項目9「地域の基盤」で検討する

議会の役割と責務

- ・ 議会への提案、議会への参加については、検討項目7「議会の役割と責務」で検討する

その他

- ・ 「協働」について、定義する
- ・ 「行政」の表現については検討項目3「行政の役割と責務」を検討しだい、文言を整理する
- ・ 検討項目名を「(仮)住民参加の仕組み」を「区民参加の仕組み」へ変更する

条例に盛り込むべき事項と留意点 8. 住民投票(住民の合意形成)

2010.2.18合意 2010.3.1修正

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 住民(区民)の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)**
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

必 要 性 の	住民投票制度を設置する 住民投票条例は常設とする	
実 施 す べ き 事 項	住民に重大な影響を与える事項および区政にかかわる重大な事項	
発 議	発議権者は、住民、議会、区長とする 議員定数の1/12以上で発議でき、過半数の議決で住民投票を実施 18歳以上の住民の1/6以上の請求で住民投票を実施	
投 票 権 者	投票権者は18歳以上の住民とする	
結 果 の 尊 重	住民投票の結果を尊重する	

覚書き

- ・「実施すべき事項」のうち、重大な影響の対象となるのが区民なのか住民なのかについては、発議権者・投票権者において区民・住民の取扱いが決まった段階で整合性を図る 住民とすることで合意(第38回 2010/3/1)
- ・住民についてはここでは定義しない。検討項目10「外国人」で検討した後、必要があれば見直す

条例に盛り込むべき事項と留意点 9. 地域の基盤

2010.03.18合意

(留意事項)

- 0 前文
- 1 条例の基本的考え方
- 2 住民(区民)の権利と責務
- 3 行政の役割と責務
- 4 (仮)行政の運営
- 5 区民参加の仕組み
- 6 情報の共有
- 7 議会の役割と責務
- 8 住民投票(住民の合意形成)
- 9 地域の基盤
- 10 外国人
- 11 暮らし方の多様性
- 12 安全安心
- 13 環境
- 14 平和・人権
- 15 教育
- 16 税財政
- 17 国・他自治体との連携
- 18 進行管理委員会
- 19 改正手続き
- 20 子ども

地 域 自 治 組 織	<p>(1) 区は地域の特性をふまえた区民(住民)の自治を尊重し、区民(住民)が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする。</p> <p>(2) (1)に定める地域自治組織は、以下に例示する ~ の機能を有するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">情報の共有 地域課題の解決 区民(住民)の区政参加 地域社会(コミュニティ)の活性化 議会・行政への提案 諸団体間のネットワーク形成 その他、当該地域の自治に関すること</p> <p>(3) 区は、地域自治組織を支援するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 地域自治組織に関し、必要な事項は別に条例で定める。</p>
--	---

区民(住民)の使い分けについては引き続き検討する。
(3)の「必要な措置」とは人、もの、金、情報等をいう。

覚書き

5 資料

この章では、平成 21 年度に行われた区民検討会議で使用された資料のうち、1 章から 3 章で言及のあった資料を掲載しています。

資料名	ページ
(1) 運営会案 A	34
(2) 運営会案 B	36
(3) 運営会案 C	42
(4) 自治基本条例（住民投票）論点比較表	46
(5) 牛山教授 解説の要旨 1 （「公共サービス」をめぐる議論）	49
(6) 牛山教授 解説の要旨 2 （行政の役割と責務・行政の運営・情報の共有・税 財政の検討にあたって）	51
(7) 検討連絡会議の構成	52
(8) 区民・議会・行政 検討項目一覧	53

(1) 運営会案 A

「第 17 回 区民検討会議
(H21.5.11 開催)」に提示した運営
会からの提案資料

盛り込むべき事項運営会案「条例の基本的考え方(条例の基本理念)」

1 条例の基本的考え方 (条例の)基本理念

区民主体(区民検討会議案)

区民が自治の担い手として地域の課題を解決する

自治の担い手としては、住民に限らず区民という広い概念で捉えるべきとの考えで合意されているが、「自治の担い手」という文言の中に主権者としての意味を包含していると解している委員と、別途「区民主権」(あるいは「住民主権」)を、自治基本条例の中に何らかの形で明文化する必要があると考えている委員とが混在している。したがって、「条例の基本理念」としては今後引き続き議論を要する。

区民・住民の定義の検討経過

「住民」= 住所を有するもの

「区民」= 住民 +

[働く	[自然人
	学ぶ		法人
	活動する		

「住民」の定義については、「住所を有するもの」の範囲、また、事業者(法人)を含めるのか合意に至っていない。今後、条例の各論を検討する際に、「住民」という言葉をこの条例に用いる必要が生じたときに、その都度、検討していくこととされた。

「区民」の定義については合意されたが、法人については事業者とするのか、確認する必要がある。

注：条例の基本理念を考えるにあたり「住民」を重く扱うべきとの考えは全体意見だが、条例の中に盛り込む必要性については一致されていない。

住民自治・団体自治（区民検討会議案）

新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される

文意（内容）については合意されたが、もう少しわかりやすい文章にできないか、文言については引き続き検討する。

(2) 運営会案 B

「第 23 回 (H21.8.3 開催)、第 24 回 (H21.8.20 開催)、第 25 回 (H21.9.2 開催) 区民検討会議」に提示した運営会からの提案資料

盛り込むべき事項運営会案「住民 (区民) の権利と責務」

(1) 検討にあたっての基本的な考え方

(運営会合意事項)

検討にあたっての考え方のベース

- ・ 「区民」をベースに考えていき、特別に「住民」とする必要があるものについては、「住民」とくくりだす。
- ・ この条例は、区政を運営するにあたり、区政に区民がどう関わるかについて規定していく。

(2) 情報の共有について

区民は、知る権利を有する。

運営会案 1

(運営会合意事項)

知る権利を有するものについては、定義した「区民」の範囲でよいか引き続き検討する。(留意事項)

(3) 行政サービスについて

区民の権利

区民は、公共サービスを受ける権利を有する

運営会案 2

(運営会合意事項)

「等しく」、「差別を受けない」の文言は入れないこととした。

区民の役割・責務

(運営会合意事項)

「区民は公共サービスを担う役割を有する」
盛り込むか盛り込まないかについて、全体会で議論する。

全体会に諮る事項 1

(運営会合意事項)

「コミュニティに参加する役割がある」については、
「地域課題・まちづくり」で議論することとした。

(4) 安全安心な暮らしについて

区民は、安全で安心して暮らす権利を有する

運営会案 3

(5) 参加・参画について

区民は、区政に 参加
参画 する権利を有する

運営会案 4

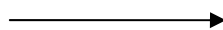
(運営会合意事項)

* 「参加」「参画」どちらを用いるかは、引き続き検討
(牛山先生から次回情報提供)

(6) 議会への提案・行政への提案について

(運営会合意事項)

議会への提案
行政への提案



参加・参画に含む
具体的内容は、「行政・議会の役割と責務」
住民参加の仕組み」など別項目で

(7) 地域課題・まちづくりについて

運営会案5

区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める

(運営会合意事項)

地域課題・まちづくりの権利はここでは盛り込まない

(まちづくりを行う権利)

「地域課題・まちづくり」にある別の項目 = 「5 住民参加の仕組み」などで議論する

「まちづくりの権利」の内容が明らかになったら検討する

(8) 条例を守るについて

(運営会合意事項)

ここでは、盛り込まない

盛り込む場合には、「1 条例の基本的考え方」の「条例の位置付け」で考える

(9) 伝統文化について

(運営会合意事項)

ここでは、盛り込まない

盛り込む場合には、前文または他の項目で検討し、盛り込む内容については、今後の議論とする

(10) 納税の義務について

(運営会合意事項)

盛り込まない

(1 1) 良好な環境について

(運営会合意事項)

ここでは、盛り込まない
「良好な環境」などの具体的な内容が明らかになったら「 1 3 環境」で議論する

(1 2) 人権について

(運営会合意事項)

ここでは、盛り込まない

「 1 . 条例の基本的考え方」で人権の尊重について既に盛り込んでいる。また、区民の権利で区民の守られるべき具体的な権利を挙げており、それと並列して人権を挙げるのは整合性に欠ける。

(1 3) 教育について

(運営会合意事項)

区民は学ぶ権利を有する

運営会案 6

ここでいう「学ぶ」は幅広い概念として捉える。

(1 4) 自治権について

(運営会合意事項)

ここでは、盛り込まない
住民自治を実現する具体的な仕組みについては、住民参加の仕組みなどの項目で検討する。

「 1 . 条例の基本的考え方」で「団体自治」「住民自治」については基本理念として盛り込まれている。その具体的な実現する仕組みについては、「住民参加の仕組み」などの項目で検討する。

(15) 協働について
(運営会合意事項)

ここでは、盛り込まない
(5) 参加・参画と併せて議論する

(16) 住民投票について
(運営会合意事項)

ここでは、盛り込まない
「 8 住民投票 」で検討する

(17) 働く権利について
(運営会合意事項)

盛り込まない

「公平に働く」の内容にもよるが、一般的に解すると「公平に働く」権利を区が保障するとすることになり、失業者などの働く場を区が提供しなくてはならない。結果としてその負担は間接的に区民が担うこととなり現実性に欠ける。

(18) 子どもの権利について
(運営会合意事項)

ここでは、盛り込まない
「子ども」という新たな項目立てを行い、そこで議論する

運営会からの提案

(19) 財政への提言について
(運営会合意事項)

ここでは盛り込まない
「 4 (仮) 行政運営 」、「 16 税財政 」の項目で検討する。

(2 0) 公序良俗について

(運営会合意事項)

盛り込まない

(運営会合意事項)

盛り込まない

(2 2) その他について

(運営会合意事項)

盛り込まない

この項目は権利・責務について盛り込むところであり、盛り込みたい具体的な内容があるとしたら「10 外国人」のところで検討する

(3) 運営会案 C

「第 28 回 (H21.10.15 開催) 第 29 回 (H21.11.2 開催) 区民検討会議」に提示した運営会からの提案資料

盛り込むべき事項運営会案「(仮)住民参加の仕組み」・

「住民投票 (住民の合意形成)」

5 住民参加の仕組み

(1) 参加の保障について

区は区政への区民参加を保障しなければならない

運営会案 1

- ・ 区 = 行政・議会・区民 とし区民も互いの区民参加を保障する。

(2) 参加の方法とその範囲について

区は、区民が区政に提案する機会 (権利) を保障しなければならない

運営会案 2

(運営会合意事項)

機会なのか、権利なのかについては、全体会に諮る
(提案権とする場合には、具体的にどのような内容の権利なのかについて明らかにし、定義する必要がある)

区は、区民参加が実現されるよう、不断に制度の見直しに努めなければならない

運営会案 3

- ・ 区民参加の制度が形骸化するのを防ぐために、この条文を設ける

(運営会合意事項)

教育委員会への参加は、「3 行政の役割と責務」または、「15 教育」で検討する

(3) 地域自治について

区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない

運営会案 4

(運営会合意事項)

コミュニティの必要性については、「9 地域の基盤」で検討する

(運営会合意事項)

(盛り込みたい事項) 住民自治：地域自治組織を作り、首長がそこに協調する

(盛り込みたい事項) 行政・議会への提案：議会は、地域自治組織に権限を与える
など地域自治組織の権限については、「9 地域の基盤」で検討する

(運営会合意事項)

(盛り込みたい事項) 行政・議会への提案、(盛り込みたい事項) 議会への参加については、
「7 議会の役割と責務」で検討する

(4) 議会の役割と責務について

(運営会合意事項)

ここで挙げられている2つの項目は、「7 議会の役割と責任」で検討する

(5) その他

(盛り込みたい内容) 議会・行政・区民が対等な立場で協働し、まちづくりを推進する

議会・行政・区民が対等な立場で協働し、まちづくりを推進する

(上記は提示された原文のまま)

この文の趣旨については盛り込むこととされた。文言については、今後引き続き検討する

運営会案 5

(留意事項)

不当に区民に義務を課すものではない

(運営会合意事項)

「協働」という文言を盛り込むのであれば、定義しなくてはならないが、定義については、今後検討する。

(運営会合意事項)

情報の共有については「 6 情報の共有 」で検討する

(6) 検討項目のタイトルについて

「(仮) 住民参加の仕組み」を「区民参加の仕組み」へ変更する

運営会案 6

8 住民投票

自治基本条例に盛り込む事項と個別条例（住民投票条例）に委ねる部分を意識しながら検討を進めた。

(1) 住民投票の必要性について

住民投票制度を設置する

運営会案 7

(2) 住民投票を実施すべき事項について

区民（住民）に重大な影響を与える事項および区政にかかわる重要な事項
（ 区民なのか住民なのかについては、全体会に諮る ）

運営会案 8

住民投票条例は常設とする

運営会案 9

(3) 投票権者の要件について

- ・ 住民登録を有している者とするが、年齢、外国人については、検討を要する

(4) 住民の請求および発議について

- ・ 発議、請求について、自治基本条例で定めておくかについて検討を要する
- ・ 自治基本条例で定めておく場合には、請求の要件などについても検討を要する

(5) 投票結果の尊重について

(運営会合意事項)

「投票結果を尊重する」ということは盛り込むこととされた。

投票の成立要件（有権者に占める投票者の割合・投票者の過半数で良いのかなど）については、検討を要する

(4) 自治基本条例(住民投票) 論点比較表について

「第30回(H21.11.12開催)区民検討
会議に事務局から提示された資料

自治基本条例(住民投票)論点比較表について

これまで、各自治体で制定された「自治基本条例」のうち、平成20年4月1日までに施行された152自治体の条例を調査対象とした。

そのうち約3分の2の約100の自治体の「自治基本条例」に住民投票に関する条項があるが、そのほとんどは住民投票を行うことができることを条文で規定し、具体的な内容については別の条例(住民投票条例)で定めるとしている。

今回の調査対象のうち、「自治基本条例」に住民投票の具体的な規定が一部でも盛り込まれていた28自治体の条例について、論点を整理し、『自治基本条例(住民投票)論点比較表』を作成した。

論点は、「常設型の住民投票条例設置の有無」「結果尊重規定」「成立要件」「投票資格者」「発議権者」「請求の取り扱い」に絞込み、各自治体の条例ごとにその内容を一覧にした。

なお、「常設型の住民投票条例設置の有無」については、手持ちの情報を反映させたため直近の情報が反映できていない可能性があるのご容赦願いたい。また、網掛けは、特徴的な事項について事務局の主観により行ったものである。

大項目		住民投票	結果の尊重	成立要件	投票資格者				発議権者				請求の取扱
中項目		常設型住民投票の有無	尊重規定の有無	投票総数	外国人の取扱	年齢要件(以上)	公職選挙法上の有権者	居住要件	発議要件	首長	議員の発議	住民の請求要件	住民請求の取扱
小項目		-	-	投票権者に占める割合(以上)	外国人の有無	永住(定住)外国人の資格規定	-	-	地方自治法の規定を準用(第4条及び第11条)引き続き居住している期間(以上)	首長自らの発議	議員定数に対する割合(以上)	有権者(投票権者)に対する割合(以上)	住民投票実施義務の有無
1	北海道 稚内市	-	-	-	-	-	-	3ヶ月	-	-	1/12	1/50	-
2	北海道 清水町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50	-
3	北海道 下川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	岩手県 花巻市	-	-	-	-	18	-	-	-	-	1/12	1/6 (18歳以上)	
5	栃木県 芳賀町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/4	
6	埼玉県 草加市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50	-
7	埼玉県 和光市	-	-	-	(申請要)	18	-	3ヶ月	-	-	-	1,000人	-
8	東京都 中野区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50	-
9	東京都 杉並区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50 (18歳以上)	-
10	東京都 三鷹市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50	-
11	東京都 多摩市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50	-
12	神奈川県 大和市	-	-	-	-	16	-	-	-	-	1/12	1/3 (16歳以上)	
13	神奈川県 寒川町	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-
14	新潟県 柏崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50	-
15	新潟県 上越市			-	-	18	-	-	-		1/12	1/50 (18歳以上)	-
											又は 常任委員会	1/4 (18歳以上)	

大項目		住民投票	結果の尊重	成立要件	投票資格者				発議権者				請求の取扱
中項目		常設型の有無 住民投票	尊重規定の有無	投票総数	外国人の取扱	(年齢要件) (以上)	公職選挙法上の有権者	居住要件	発議要件	首長	議員の発議	住民の請求要件	住民請求の取扱
小項目		-	-	投票権者に占める割合(以上)	外国人の有無	永住(定住)規定外の資格規定	-	-	地方自治法の規定を準用(第4条及び第7条)及び引き続き居住している期間(以上)	首長自らの発議	議員定数に対する割合(以上)	有権者(投票権者)に対する割合(以上)	住民投票実施義務の有無
16	石川県加賀市	-	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-
17	福井県越前市	-	-	-	必要に応じて可能	20歳未満日本人可能	-	-	-	-	1/12	1/50	-
18	静岡県静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/50 (永住外国人含む)	-
19	三重県名張市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50 (永住外国人含む18歳以上)	-
												1/4 (永住外国人含む18歳以上)	-
20	三重県伊賀市	-	-	1/2	配慮	未成年配慮	-	-	-	-	1/12	1/50	-
21	大阪府岸和田市	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	1/4 (定住外国人含む18歳以上)	-
22	大阪府大東市	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	1/3 (永住外国人含む18歳以上)	-
23	大阪府吹田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/50	-
24	大阪府豊中市	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	1/6 (外国人を含む18歳以上)	-
25	兵庫県相生市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50	-
26	岡山県新見市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50	-
27	鳥取県北栄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/6 (永住外国人を含む18歳以上)	-
28	香川県善通市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/12	1/50	-

(5)牛山教授 解説の要旨 1

「第 32 回 (H21.12.17 開催) 区民検討
会議」での牛山教授のレクチャーより

「公共サービス」をめぐる議論

公共サービスについて議論していくにあたり、そもそも公共サービスとは一体何なのかということについて、共通の認識を持っておくということが必要だと思えます。

従来、地域において提供される、福祉やまちづくりなどの役務は、「行政サービス」という言葉で整理されてきました。かつて、三公社五現業と言っていたように、電気、水道、ガス、道路など通常生活をしていく上での最低限のインフラの整備を含めて、政府が保障していた時代もありました。しかし、社会が発展する中で、基盤整理が進み、一定の水準が達成することによって、それを全て行政が独占的に担い、供給することについて、問題が生じてきました。すなわち、行政の非効率を排し、むしろ民間が担う方が良いのではないかとされるような事態も生じました。国鉄の民営化や郵政の民営化などにみられるように、様々な分野で、「官から民へ」の流れが生じてきました。行政サービスではなく、より多様な供給主体が、広く公共に必要なサービスを供給するという意味で、公共サービスという用語が使われ始めたわけです。行政だけではなく、民間企業や NPO も含めて、こうしたサービスを供給していくのだということになったのです。

こうした状況は、阪神淡路大震災における NPO や市民活動の活躍がきっかけとなり、社会における様々な安全安心を保障していくための多様なサービスの提供主体が求められる状況が加速しました。また、少子高齢化の中での高齢者福祉や子育てといった様々な分野で、NPO や市民活動などがこのようなサービスを担うことが、現実として進んできましたのです。そのために、行政サービスという用語では捉えきれない広がり生まれ、「公共サービス」という言い方が頻繁にされるようになってきたのが、ここ 15 年くらいのことであると言えます。NPO や市民活動などのみなさんは、それよりもっと以前から活動されていました。しかし、阪神淡路大震災の頃を契機に、注目が集まり、その後、いわゆる NPO 法ができて、広く市民の非営利の活動を含めて、公共サービスを担うということが社会的に認知されたといえます。

ところが、このように公共サービスの提供が実態としてあるにも関わらず、法整備が進んでこず、NPO のみなさんの労働条件は未整備で、あまり良好でない環境で働いていらっしゃるのが現状でした。そこで、公共サービスの質の維持、公共サービスのあり方等々について、しっかり考えていくべきだということで、公共サービスのあり方についての法整備が求められていました。資料 8 にあります「公共サービス基本法」ですが、2009 年の春、現総務大臣である原口さんらが中心になり、まだ民主党が野党の時代に法案を作成し、国会に提出したといわれているものです。関係者のお話を聞くと、第 2 条の定義については、まだかなり狭くて、「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをい

う”としています。さらに、“国、地方自治体の事務または事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供”となっています。基本的に、国または地方自治体、独立行政団体を含めて行政が担うものが公共サービスとなっていて、私が説明したようなものとは違う、狭い定義となっています。しかし、第2条でこのような定義をしている一方で、第3条(基本理念)では、“国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される”ことや“必要な情報及び学習の機会が国民に提供される”ということが書いてあり、第9条では、“国及び地方自治体は、公共サービスに関する施策の策定の過程の透明性を確保し、”“国民の意見を反映するため”とか、第10条では、公共サービスの実施に関する配慮について書かれ、第11条では、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備について書かれています。つまり、それらの書きぶりに比べると、第2条の定義は、現状を説明するには狭く、その後の条項では広く捉えられているような書きぶりです。このことから、基本法ということで理念を明らかにする一方、法律の定義という関係から、実態を反映しないような定義になっていると言えます。研究者の世界でも、公共サービスの広がりについては認識されており、NPO、市民活動のみなさんと意見交換をしても、この基本法の「公共サービス」の定義についてはかなり強い不満を持たれる方が多いように思います。自治体で、自治基本条例や市民活動推進条例などが制定される場合、もっと広く捉えた定義が用いられ、公共サービスが議論されることから、法律の条文の見直しについても考えられることが必要です。高齢者福祉や教育、まちづくりなど、具体的な政策のあり方を考えなくてはいけない現場の実態から出発する自治体条例の方が先行している中で、公共サービスのあり方を検証し、どのように位置づけて行くのかを考えることが必要でしょう。

新宿区において、現状ではどのような形で公共サービスが提供されているのか、その担い手の状況や行政と区民の役割分担、公共サービスの提供手法などについて検証することが必要でしょう。その上で、新宿区自治基本条例の中に、公共サービスをどのように位置づけて行くのか、どういった用語を使うのかということを検討して頂ければと思います。

(6)牛山教授 解説の要旨 2

「第 39 回 (H22.3.18 開催) 区民検討会
議」での牛山教授のレクチャーより

行政の役割と責務・行政の運営・情報の共有・税財政の検討にあたって

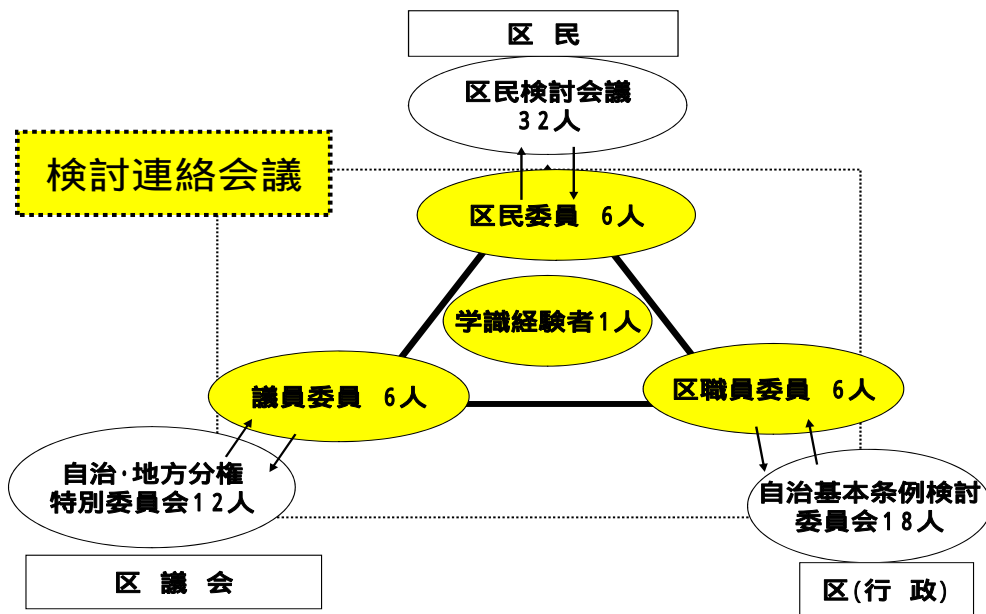
ここでのテーマは、「行政」のあり方について条例にどのように書きこむのかの議論です。基本的には、区民にとって、行政が何なのかをイメージしていただきながら、行政は、こうあるべきだということについて、議論を進めて頂きたいです。「行政」と一般的にいいますが、法律上、機関として新宿区という法人を代表し、行政の長として行動するのが区長です。しかし、区長1人では仕事ができないのは当然で、執行機関を構成する自治体の職員が区長を補助し、職務を遂行しています。この執行機関が行政で、日本の自治体では、執行機関として区長部局以外に教育委員会や選挙管理委員会などがあり、これを行政多元主義と呼んでいます。また、これらを行政委員会といいますが、権力分立のためにこうした制度がとられていることもあり、形式的には区長の下部機関としてあるわけではありません。区長はそれら行政委員会の調整を行い、全体と連携して行政を執行します。もっとも、新宿区を代表するのは区長であり、国とは異なる制度となっています。国の場合は内閣総理大臣と国会議長、そして最高裁判所長官を三権の長と呼び、形式上、行政は他の2権と並列です。しかし、国とは違い、新宿区の代表はあくまでも区長で、区長が行政を統括することが法律上の位置づけになっています。自治体政治のシステムが二元代表制をとっていることも含め、忘れてはならないと思います。

区長の仕事が、行政を統括することだと述べましたが、それゆえに大切なことは、行政組織をマネジメントして、円滑な行政運営をしていくことが求められています。そこでは、区民から見ると、効率的に、税金を無駄に使わないでほしいなど、行政のあり方についての要望があると思います。また、一方で、行政が何かの政策を行うときに、住民の声を反映した、住民のニーズに合った行政をすることも、大切なことでしょう。それに関連して、行政の評価や監査などがあります。現在、監査は監査委員が行い、議会の監視機能も期待されますが、それにとどまらず、政策評価や行政評価などにも関心が集まっています。「市民オンブズマン」などのように、透明な行政を実現するために、市民がどのように関与するかという問題もあります。情報共有も、区民が行政のあり方について意見を述べたり、検討しようとするときには、不可欠なテーマです。

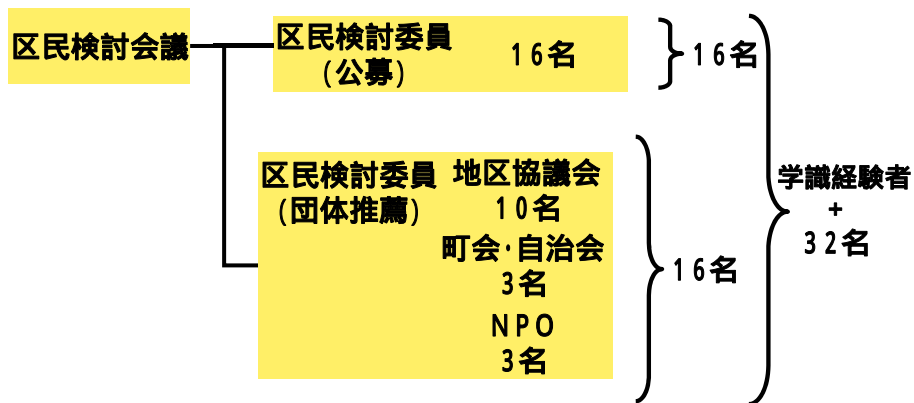
税財政については、税金を何に、どのように使うか、といったことが重要で、そのために区長の政策方針や、さらには、その下で職員が新宿区のパブリックサーバントとしてどのようにあるべきかが問われます。どのようにして職員の政策形成能力を高め、研修を行い、高い能力をもって区民に奉仕するのか。皆さんの意見とこれらを踏まえると、3つの柱が考えられます。自治体マネジメント、住民のニーズに見合った政策形成、税財政の3つについてのあり方の検討です。区行政については、みなさんの生活実態から、こうした欲しいということがたくさんあると思いますが、それらを集約し、条例にするにはどうしたらよいか、知恵を絞って頂きたいと思います。

(7) 検討連絡会議の構成

区民・議会・行政の三者で構成する
 (仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議の構成図



(参考) 区民検討会議の構成



(8) 区民・議会・行政検討項目一覧

検討連絡会議の検討にあたって、三者間で共通する項目を分類し、「区分」として検討を進めるための資料

区民・議会・行政 検討項目一覧

H22.1.26修正

検討項目の並び順は作表の都合上の便宜的なものであり、検討の順序を示すなどの意味付けはない

区分	(区民) 区民検討会議		(議会)自治・地方分権特別委員会		(行政) 条例検討委員会専門部会	
	項目		項目		項目	
A	条例の基本的考え方	条例の目的	総則	目的	条例の基本的考え方	条例の目的
		条例の基本理念		用語の定義		基本理念・基本原則
		条例の基本となる用語の定義		最高規範性		用語の定義
		条例の位置付け		理念		条例の位置付け(最高規範性)
			原則			
B	区民の権利と責務	区民の権利	区民の権利と責務	区民の権利	区民の権利と責務	区民の権利
		区民の責務		区民の責務		区民の責務
C	行政の役割と責務		執行機関	首長の設置	行政の役割とその運営	区(執行機関)の役割と責務
				区長の責務		区長の役割と責務
				執行機関の役割		職員に関する事項(育成、啓発、責務等)
				職員の役割		基本構想、総合計画
			自治体運営の基本原則	区政運営		行政手続
		財政運営		行政評価		
						財政運営の原則
D	議会の役割と責務		議会	議会の設置	議会の役割	議会に関する基本事項、責務
				議会の責務		
				議員の責務		
E	区民参加の仕組み	区民参加の保障	自治体運営の基本原則	区民参加	区政への参加と協働	区民の意見表明及び提案
		地域自治		(住民投票)		住民投票制度
		協働				審議会の公開と参加
						協働の推進
F	地域の基盤		地域自治	地域自治の推進	地域自治の仕組み	地域自治の目的及び設置
				地区協議会		
G	情報の共有		自治体運営の基本原則	情報公開・個人情報保護	情報の共有	情報公開、情報提供
						意思決定の明確化
						意思決定の透明性
H	進行管理委員会		その他	条例規定の見直し	条例の見直し・評価	条例の体系化
						条例の見直し規定
						条例の評価と監視
I	体面との関係				体面や他自治体との関係	
J	外国人暮らし方の多様性	外国人				
		暮らし方の多様性				
		安全安心				
		環境				
		平和・人権				
		教育				
	子ども					

6 委員等名簿

区民検討委員名簿

・H20.7.22.新宿区長及び新宿区議会議長から委嘱
 ・備考に記載のある委員は、記載のとおり

氏名	フリガナ	団体・公募	備考
井上 愛美	イノウエ アイミ	公募委員	
今井 茂子	イマイ シゲコ	公募委員	
犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	公募委員	H21.6.1から
植木 康雄	ウエキ ヤスオ	公募委員	
大浦 正夫	オオウラ マサオ	大久保地区協議会	H21.4.8まで
大友 敏郎	オオトモ トシロウ	公募委員	
荻野 善昭	オギノ ヨシアキ	新宿NPOネットワーク協議会	H21.1.29まで
河村 寛二	カワムラ カンジ	公募委員	
喜治 賢次	キジ ケンジ	公募委員	
清田 英雄	キヨタ ヒデオ	公募委員	H21.5.18まで
来栖 幹雄	クルス ミキオ	新宿NPOネットワーク協議会	
黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	榎地区協議会	
小林 辰男	コバヤシ タツオ	公募委員	
斉藤 博	サイトウ ヒロシ	新宿区町会連合会	
城 克	ジョウ マサル	新宿駅周辺地区協議会	
高野 健	タカノ ケン	四谷地区協議会	
竹内 妙子	タケウチ タエコ	公募委員	
田中 尚典	タナカ ナオリ	公募委員	
土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	公募委員	
津吹 一晴	ツブキ カズハル	笹筥町地区協議会	
徳永 久子	トクナガ ヒサコ	公募委員	
富井 敏弘	トミイ トシヒロ	大久保地区協議会	H21.4.16から
中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	公募委員	
野尻 信江	ノジリ ノブエ	若松地区協議会	
樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	新宿NPOネットワーク協議会	
平岡 徹	ヒラオカ トオル	落合第二地区協議会	
古澤 謙次	フルサワ ケンジ	戸塚地区協議会	
三木 由希子	ミキ ユキコ	公募委員	
水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	公募委員	
森山 富夫	モリヤマ トミオ	新宿区町会連合会	
安田 明雄	ヤスダ アキオ	柏木地区協議会	
山下 馨	ヤマシタ カオル	新宿NPOネットワーク協議会	H21.2.26から
吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	新宿区町会連合会	H20.10.24から
和田 博文	ワダ ヒロブミ	落合第一地区協議会	
渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	公募委員	

学識経験者

・H20.7.22.新宿区長及び新宿区議会議長から委嘱

氏名	フリガナ	備考
辻山 幸宣	ツジヤマ タカノブ	公益財団法人地方自治総合研究所所長
牛山 久仁彦	ウシヤマ クニヒコ	明治大学政治経済学部教授

運営委員名簿

・H20.10.6第4回区民検討会議にて選任
 ・備考に記載のある運営委員は、記載のとおり
 ・運営会世話人代表及び副代表は、H20.11.27第7回区民検討会議にて承認
 ・備考に記載のある運営会世話人副代表は、記載のとおり

氏名	フリガナ	団体・公募	備考
井上 愛美	イノウエ アイミ	公募委員	H21.1.22からH22.3.30まで
今井 茂子	イマイ シゲコ	公募委員	
植木 康雄	ウエキ ヤスオ	公募委員	運営会世話人副代表
喜治 賢次	キジ ケンジ	公募委員	
清田 英雄	キヨタ ヒデオ	公募委員	H21.5.18まで
斉藤 博	サイトウ ヒロシ	新宿区町会連合会	H21.1.22から
城 克	ジョウ マサル	新宿駅周辺地区協議会	
高野 健	タカノ ケン	四谷地区協議会	運営会世話人代表
竹内 妙子	タケウチ タエコ	公募委員	
土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	公募委員	運営会世話人副代表
中村 国敬	ナカムラ クニヒコ	公募委員	
野尻 信江	ノジリ ノブエ	若松地区協議会	
樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	新宿NPOネットワーク協議会	H21.1.22から
平岡 徹	ヒラオカ トオル	落合第二地区協議会	
安田 明雄	ヤスダ アキオ	柏木地区協議会	
和田 博文	ワダ ヒロブミ	落合第一地区協議会	運営会世話人副代表(H22.1.21から)

区民代表委員名簿

・H21.1.22第10回区民検討会議にて選任
 ・備考に記載のある委員は、記載のとおり
 ・H22.3.31.現在、欠員1名

氏名	フリガナ	団体・公募	備考
井上 愛美	イノウエ アイミ	公募委員	H22.3.30まで
喜治 賢次	キジ ケンジ	公募委員	H21.10.28まで
斉藤 博	サイトウ ヒロシ	新宿区町会連合会	
高野 健	タカノ ケン	四谷地区協議会	
土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	公募委員	H21.11.12から
野尻 信江	ノジリ ノブエ	若松地区協議会	
樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	新宿NPOネットワーク協議会	

参考資料 区民検討会議の22年度の検討予定

21年度に引き続き、区民検討会議は（仮称）新宿区自治基本条例に盛り込むべき事項について検討を行う。検討にあたっては、運営会が検討項目の検討順序を設定し、それぞれの検討項目ごとに（複数の検討項目を一括して検討する場合も含む）検討を行う。

21年度は、21の検討項目のうち、5つの検討項目で一定の合意をみている。

22年度は、残りの検討項目について、条例に盛り込むべき事項の区民検討会議案を取りまとめていくとともに、既に合意をみている区民検討会議案を含め、区民・議会・行政の3者で構成される検討連絡会議との意見調整を図っていく。このため、区民検討会議（全体会）の開催回数を第1四半期は月3回、第2四半期は月2～3回と増加させるほか、運営会を機動的に開催していく。

【22年度の取組みの概要】

- ・区民検討会議（全体会）開催予定回数：年21回程度
- ・運営会開催予定回数：年27回程度（定例開催 / 21回程度。臨時開催 / 6回程度）
- ・学識経験者による講義を交えながらワークショップを中心に行い、運営会での論点整理等を経て、全体会での全体討議で合意形成を図っていく。
- ・条例に盛り込むべき事項の区民検討会議案の作成
- ・区民検討会議検討経過報告書の作成

新宿区自治基本条例区民検討会議開催予定（平成22年度上半期）

開催回	開催月日・開催時間	
41	4月8日(木)	午後6時30分～午後9時
42	4月22日(木)	午後6時30分～午後9時
43	4月27日(火)	午後6時30分～午後9時
44	5月6日(木)	午後6時30分～午後9時
45	5月13日(木)	午後6時30分～午後9時
46	5月25日(火)	午後6時30分～午後9時
47	6月3日(木)	午後6時30分～午後9時
48	6月10日(木)	午後6時30分～午後9時
49	6月22日(火)	午後6時30分～午後9時
50	7月1日(木)	午後6時30分～午後9時
51	7月22日(木)	午後6時30分～午後9時
52	7月27日(火)	午後6時30分～午後9時
53	8月12日(木)	午後6時30分～午後9時
54	8月23日(月)	午後6時30分～午後9時
55	9月6日(月)	午後6時30分～午後9時
56	9月30日(木)	午後6時30分～午後9時